

### 第3回鏡石町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○事務局職員出席者	3
○議事日程	4
○本日の会議に付した事件	4
○開会の宣告	5
○招集者あいさつ	5
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○報告第33号の上程、説明、質疑、採決	6
○報告第34号の上程、説明、質疑、採決	9
○報告第35号、報告第36号の上程、説明、質疑、採決	10
○報告第37号の上程、説明、質疑、採決	11
○報告第38号、報告第39号の上程、説明、質疑、採決	12
○議案第124号の上程、説明、質疑、採決	14
○議会運営委員長報告	15
○議事日程の追加、変更	15
○副議長の辞職願について	16
○副議長の選挙について	16
○議席の一部変更について	18
○常任委員会委員の改選について	18
○議長の常任委員会の辞退について	19
○各常任委員会正、副委員長の互選について	19
○議会運営委員会委員の改選について	19
○議会運営委員会正、副委員長の互選について	20
○閉議の宣告	20
○町長あいさつ	20
○閉会の宣告	20
○署名議員	21

第3回鏡石町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成17年4月15日

鏡石町長 木 賊 政 雄

1. 期 日 平成17年4月21日

2. 場 所 鏡石町役場議会議場

3. 付議事件

- (1) 専決処分した事件の承認について（7件）
- (2) 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）について
- (3) 常任委員会委員の改選について
- (4) 議会運営委員会委員の改選について

○ 応招・不応招議員

応招議員（14名）

1 番	仲 沼 義 春 君	2 番	渡 辺 定 己 君
3 番	今 駒 隆 幸 君	4 番	根 本 重 郎 君
5 番	大河原 正 雄 君	6 番	柳 沼 俊 行 君
7 番	今 泉 文 克 君	8 番	木 原 秀 男 君
9 番	菊 地 栄 助 君	10 番	小 貫 良 巳 君
11 番	藤 島 一 郎 君	12 番	円 谷 寛 君
13 番	円 谷 寅三郎 君	14 番	森 尾 吉 郎 君

---

不応招議員（なし）

第3回鏡石町議会臨時会会議録（第280号）

平成17年4月21日（木）午後1時開議

1. 出席議員（13名）

1番	仲 沼 義 春 君	2番	渡 辺 定 己 君
3番	今 駒 隆 幸 君	4番	根 本 重 郎 君
5番	大河原 正 雄 君	6番	柳 沼 俊 行 君
7番	今 泉 文 克 君	8番	木 原 秀 男 君
9番	小 貫 良 巳 君	10番	菊 地 栄 助 君
11番	藤 島 一 郎 君	12番	円 谷 寛 君
13番	円 谷 寅三郎 君	14番	森 尾 吉 郎 君

2. 欠席議員（なし）

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木 賊 政 雄 君	助 役	正 木 正 秋 君
収 入 役	大河原 直 博 君	総 務 課 参 事 兼 課 長	円 谷 光 行 君
税 務 町 民 課 長	角 田 勝 君	健 康 福 祉 課 長	遠 藤 栄 作 君
産 業 課 長 課 長	小 林 政 次 君	都 市 建 設 課 長	椎 野 優 偉 君
上 下 水 道 課 長	黒 津 政 美 君	教 育 長	斎 田 一 男 君
教 育 課 長	今 泉 保 行 君	出 納 室 長	八 卷 司 君

4. 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	面 川 武	主 任 主 査	大 河 原 久 美 子
----------------	-------	---------	-------------

5. 議事日程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
  - 日程第 2 会期の決定
  - 日程第 3 報告第 3 3 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 4 報告第 3 4 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 5 報告第 3 5 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 6 報告第 3 6 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 7 報告第 3 7 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 8 報告第 3 8 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 9 報告第 3 9 号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第 1 0 議案第 124号 平成 1 7 年度鏡石町一般会計補正予算補正予算  
(第 1 号)
  - 日程第 1 1 副議長の辞職願について
  - 日程第 1 2 副議長の選挙について
  - 日程第 1 3 議席の一部変更について
  - 日程第 1 4 常任委員会委員の改選について
  - 日程第 1 5 議会運営委員会委員の改選について
- 

6. 本日の会議に付した事件

議事日程（第1号）に同じである。

開議 午後 1時00分

◎開会の宣告

○議長（菊地栄助君） ただいまから、第3回鏡石町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議規則第2条による欠席の届け出者は、皆無であります。

---

◎招集者あいさつ

○議長（菊地栄助君） 本臨時会にあたり町長からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 皆さんこんにちは。

本日第3回鏡石町議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様には公私ともご多用の所ご出席を賜りありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

今、臨時議会に提案いたしまして議案は専決処分した事件の承認についての報告7件と平成17年度一般会計補正予算1件であります。よろしくご審議いただき、承認議決を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさついたします。

---

◎開議の宣告

○議長（菊地栄助君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

よろしく願いいたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地栄助君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、5番、大河原正雄君、6番、柳沼俊行君、7番、今泉文克君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（菊地栄助君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

よって会期は1日間と決しました。

---

◎報告第33号 上程、説明、質疑、採決

- 議長（菊地栄助君） 日程第3、報告第33号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。
- 議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。
- 議会事務局長（面川武君）〔報告第33号を朗読〕
- 議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。  
 税務町民課長。

〔税務町民課長 角田勝君 登壇〕

- 税務町民課長（角田勝君） ただいま上程されました、報告第33号 専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。

専決第31号 鏡石町税条例の一部改正につきましては、我が国経済の現況が構造改革推進により、民間経済の体質強化が実現されつつあることや、雇用情勢の確実な改善の兆し、或いは、個人消費税の消費の穏やかな増加傾向が景気への影響に期待されるという見方のもと、持続的な経済社会の活性化を実現されるために、あるべき税制の構築に向けて、行われた地方税の一部改正に基づくものであります。

主な内容につきましては、個人町民税の非課税範囲の見直し、肉用牛の売却による事業所得にかかる、町民税の課税の特例の時限延長、株式等の所有期間が3年を超えたものについて上場の日以後、1年以内の売却の譲渡所得2分の1の特例の廃止等であり、地方税法、租税特別措置法等の改正に伴う文言の整理及び引用条項の整理を行うものであります。

詳細内容につきましては、3ページの鏡石町税条例の一部を改正する条例案で説明をいたします。

鏡石町税条例の一部を次のように改正する。

鏡石町税条例（昭和29年鏡石町税条例第3号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中につきましては、町民税の所得割の非課税範囲について条文中年齢65才以上の者を削るものであります。

第36条の2の関係につきましては、個人町民税の申告の規定であります。が、申告対象範囲を拡大したもので、給与の支払を受けている者が退職した場合、翌年1月31日まで給与支払い報告書を居住地の市町村長に提出する規定であります。

その場合給与の支払総額が30万円以下の場合、給与支払い報告書の提出をしないこともできることの規定を追加し、項の整理をするものであります。

第63条の3第2項及び74条の2第1項に関しましては、被災用地等に対する固定資産税の課税標準の特例に関するものであります。が、現行におきましては2年度分の特例適用でありましたが、見直しが行われ、災害対策基本法に基づく避難指示等の期間が災害発生等の翌年度に及んだ場合、避

難指示解除後、賦課期日が到来する3年度分の課税に至るまで特例の適用を可能としたものであり、その場合の申告申し出は、被災した事実を証するものを添付して申告をすることを規定したものです。中段以下になりますが、

附則第8条に第1項中につきましては、租税特別措置法第25条肉用牛の売却に係る所得税の免除規定の適用期間の延長をうけての町税条例の改正であり、適用期間を21年度までと改めるものでございます。

附則第10条の3第1項中に関しましては、阪神淡路大震災に係る固定資産税の課税の特例を受けようとする者が、すべき申告等についての規定でありまして、現行の条文について文言を改め、さらに2項の適用期間を3年延長し、平成20年度までとする規定であります。

附則15条中に関しましては、読替規定でありまして特別土地保有税の猶予による非課税の規定を削除するものであります。

附則第16条の4第1項中に関しましては、租税特別措置法第28条の4第1項の規定に関してのものでありまして、地方税法の一部改正に伴う条文中の文言の訂正、或いは条文の整理であります。

次の附則第19条第1項中からにつきましては、公開株式の譲渡所得等の金額について、上場等の日において所有期間が3年を超える上場株式等を上場の日1年以内に譲渡した場合には、譲渡の金額の2分の1とする特例措置が講じられていますが、今回廃止する規定であります。

また、第2項が削られたことによる各項の文言の整理や条文の追加などをするものでございます。

追加する条文につきましては、第19条の2であります。

4ページになります。10行めの次、新たに加えられます第19条の2の規定であります。特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例でございますが、これにつきましては、証券会社等に開設されている特定管理口座において上場株式等に該当しなくなった日以後、引き続き保管の委託がされているその株式について、倒産等により株式としての価値を失い損害が生じた場合には、その特定管理株式を発行した株式会社が精算決了したときには、その特定管理株式を譲渡したことにより損失が生じたことみなして課税の特例を適用することができる措置を設けたものでございます。

附則第19条の5につきましては、上場株式等に係る譲渡損失の繰越譲渡について、項の整理をしたものであります。5ページになります。

附則第20条につきましては、特定中小会社（ベンチャー企業等）が発行した株式については、譲渡損失の繰越控除や譲渡所得の金額は、譲渡益の2分の1に相当すると言う特例措置が講じられていますが、この特例措置での株式の取得期限が平成17年3月31日までとされているものを平成19年3月31日まで延長する規定であります。

附則（施行期日）第1条につきましては、施行期日を平成17年4月1日に規定するものであります。但し書きとしまして、個人の町民税の非課税の範囲並びに町民税の申告の規定、株式等の譲渡等に係る課税の特例の規定及



び次の第2条の第2項から第9項までの規定は、平成18年1月1日から施行すると規定するものであります。

第2条におきましては、新条例の適用を平成17年度以後のものからと規定するものであります。

第2項は、個人町民税の適用の規定と均等割の特例（適用年）の規定であります。18年度以後とするということであります。

第3項は、平成18年度分の均等割に限っての経過措置の規定であります。

第4項は、平成18年度分の所得割に限って、いわゆる年齢65歳以上の者で所得が125万円以下の者については、所得割額から3分の2を減額する特別控除の規定であります。

第5項は、平成19年度分の個人町民税の均等割に限り、年齢65歳以上で年間125万円以下の所得者の均等割は2,000円と規定するものであります。

第6項は、平成19年度分の所得割に限って、年齢65歳以上で年間125万円以下の者については、所得割額から3分の1の特別控除の規定であります。

第7項は、新条例附則第19条の2租税特別措置法第37条10の2第1項（特定管理株式等の譲渡に係る所得区分）の規定の適用を平成17年4月1日とするものであります。

第8項は、新条例附則第20条、租税特別措置法第37条の13第1項第1号（特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）による株価の損失による控除の申告は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行日以後の株式取得について適用する規定であります。

第9項は、前条の規定は、施行日以後についての適用を規定したものであります。

第3条は、新条例中の規定中固定資産に関する経過規定であります。

以上、提案理由の説明をいたしました。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略し、直ちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

ただちに採決に入ります。

報告第33号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第33号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

◎報告第34号 上程、説明、質疑、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第4、報告第34号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いただきます。

○議会事務局長（面川武君）〔報告第34号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

○助役（正木正秋君） ただいま上程されました、報告第34号 専決処分した事件の承認についての提案理由をご説明申し上げます。

本件の専決第32号、平成16年度鏡石町一般会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

このたびの補正は年度末にあたっての実績によります予算の整理が主でございまして、第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ24,962千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,665,714千円とするものでございます。

詳細につきましては、16頁からの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上で提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

6番、柳沼俊行君。

〔6番 柳沼俊行君 登壇〕

○6番（柳沼俊行君） 専決の承認でございしますが、その中で35ページの牧場の朝よさこい事業のこれらの金額で150万円の減額がありますが、当初の予算目的を達成しているのかどうか、予算をつけて、整理して職員の皆さん頑張っているわけでありますが、その中でこの事業に対する当初目的とどう変わったのか。或いは目的が達成されたのか。

○議長（菊地栄助君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

〔産業課長 小林政次君 登壇〕

○産業課長（小林政次君） 6番議員の質問にお答えいたします。

先ほどの牧場の朝よさこい踊り事業でございしますが、35ページの負担金関係でございまして、実行委員会団体の方に150万円

の補助金が確定しましたので、その分を150万円減額したわけであります。  
先ほどの初期の目的を達成したかということですが、達成しております。  
以上でございます。

○議長（菊地栄助君） ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） これをもって、質疑を終了いたします。

討論を省略したちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

これより報告第34号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第34号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎報告第35号、36号 上程、説明、質疑、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第5、報告第35号 専決処分した事件の承認についてから日程第6 報告第36号 専決処分した事件の承認についての2件を一括議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（面川武君） 〔報告第35、36号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長。

〔税務町民課長 角田勝君 登壇〕

○税務町民課長（角田勝君） ただいま上程されました、報告第35号及び報告第36号につきまして一括説明をいたします。

本件の専決第33号、平成16年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）であります。このたびの補正の主な内容につきましては、退職被保険者医療給付費の支出で入院に係る医療費が件数、費用額が見込みより減少したため、減額すると言うものでありまして、既定の歳入歳出それぞれ28,633千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,095,467千円とするものであります。

詳細につきましては、84頁からの事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

続きまして、105ページ平成16年度鏡石町老人保健特別会計についてご説明をいたします。

専決第34号、平成16年度鏡石町老人保健特別会計補正予算（第2号）

であります。補正の主な内容につきましては、受給者減に伴う医療費が減少したことによる支払基金からの交付金及び給付金の負担金が減少したものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92,163千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれの1,010,325千円とするものであります。

補正の内容につきましては108ページ事項別明細書により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上2特別会計について説明をいたしました。

よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略したちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、報告第35号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第35号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

次に、報告第36号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第36号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎報告第37号 上程、説明、質疑、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第7、報告第37号 専決処分した事件の承認についての件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（面川武君） 〔報告第37号を朗読〕

- 議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。  
総務課長。

〔総務課参事兼課長 円谷光行君 登壇〕

- 総務課参事兼課長（円谷光行君） ただいま上程されました、報告第37号  
専決処分した事件の承認について提案理由の説明を申し上げます。

本件は地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分した  
ので同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。  
119ページをお願いします。

専決第35号、平成16年度鏡石町土地取得事業特別会計補正予算（第1  
号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11  
0千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57,805千円  
とするものであります。

内容につきましては、112ページの事項別明細書により説明申し上げま  
す。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上説明申し上げました。

ご審議をいただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略したちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

報告第37号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。  
お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第37号 専決処分につき承認を求めるの件は承認すること  
に決しました。

---

◎報告第38号、39号 上程、説明、質疑、採決

- 議長（菊地栄助君） 日程第8、報告第38号 専決処分した事件の承認に  
いてから日程第9、報告第39号 専決処分した事件の承認にいての2件を  
一括議題といたします。

- 議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

- 議会事務局長（面川武君） 〔報告第38、39号を朗読〕

- 議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 黒津政美君 登壇〕

- 上下水道課長（黒津政美君） ただいま一括上程されました報告第38号並びに報告第39号 専決処分した事件の承認について提案理由のご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、年度末決算における予算整理が主な内容でございます。

初めに、専決第36号についてご説明申し上げます。

本件は、平成16年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,069千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ568,798千円とするものであります。

内容につきましては、132ページの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

次に、139ページをお願いします。

専決第37号についてご説明申し上げます。

本件は、平成16年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

このたびの補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ899千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,895千円とするものであります。

内容につきましては、142ページの事項別明細書により説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上一括上程されました、報告第38号並びに報告第39号につきましてご説明申し上げます。

ご審議いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。

討論を省略したちに採決を行うことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

討論を省略し採決に入ります。

初めに、報告第38号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第38号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

次に、報告第39号 専決処分した事件の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、報告第39号 専決処分につき承認を求めるの件は承認することに決しました。

---

◎議案第124号 上程、説明、質疑、採決

○議長（菊地栄助君） 日程第10、議案第124号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

○議長（菊地栄助君） 局長に議案を朗読いたさせます。

○議会事務局長（面川武君） 〔議案第124号を朗読〕

○議長（菊地栄助君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

助役。

〔助役 正木正秋君 登壇〕

○助役（正木正秋君） ただいま上程されました、議案第124号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）につきましての提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正につきましては、イオン株式会社の仮称「イオンスーパーセンター鏡石店」の町内出店に伴う町道と国道4号との交差点改良工事等を町が受託工事として施行するにあたり補正を行うものであります。

その内容は第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ45,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,025,000千円とするものでございます。

詳細につきましては、150ページの事項別明細書によりご説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上議決賜りますようお願いいたします。

○議長（菊地栄助君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） 質疑なしと認めます。  
討論を省略しただちに採決を行うことにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
ご異議なしと認めます。  
討論を省略し採決に入ります。  
議案第124号 平成17年度鏡石町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声あり〕  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。
- 議長（菊地栄助君） ここで議事運営の都合で暫時休議いたします。

休議 午後 2時24分

開議 午後 2時30分

- 議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（菊地栄助君） ここで議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

13番 円谷寅三郎君。

〔議会運営委員長 円谷寅三郎君 登壇〕

- 13番（議会運営委員長 円谷寅三郎君）  
議会運営委員長の報告をいたします。  
副議長の辞職の提出がありましたので議案の変更提案いたします。  
第3回鏡石町議会臨時会議事日程表（変更の追加1）  
平成17年4月21日（木）午後1時開議。  
日程番号の第1から第10までは終了いたしました。  
第11 副議長の辞職願について  
第12 副議長の選挙について  
第13 議席の一部変更について  
第14 常任委員会委員の改選について  
第15 議会運営委員会委員の改選について  
以上変更がありましたので、よろしく願いいたします。
- 

◎議事日程の変更、追加

- 議長（菊地栄助君） お諮りいたします。  
議会運営委員長報告のとおり、議事日程を変更追加して審議することにご



異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） ご異議なしと求めます。  
したがって、議事日程を変更追加して審議することに決しました。
- 

◎副議長の辞職願について

- 議長（菊地栄助君） 日程第11、副議長辞職願についての件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、木原秀男君の退席を求めます。

〔1番 木原秀男君 退席〕

- 議長（菊地栄助君） 局長に辞職願いを朗読をいたさせます。

- 議会事務局長（面川武君） 〔副議長辞職願の朗読〕

- 議長（菊地栄助君） お諮りいたします。

木原秀男君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、木原秀男君の副議長の辞職を許可することに決しました。

ここで、木原秀男君の退席を解きます。

〔1番 木原秀男君 復席〕

- 議長（菊地栄助君） 暫時休議いたします。

休議 午後 2時33分

開議 午後 2時34分

- 議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。
- 

◎副議長の選挙について

- 議長（菊地栄助君） 日程第12、副議長の選挙を行います。  
選挙は投票で行います。

休議 午後 2時34分

開議 午後 2時35分

議場の出入り口を閉じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（菊地栄助君） ただいまの出席議員は14人です。

次に立会人を指名します。

会議規則第30条第2項の規定によって、立会人に柳沼俊行君及び今泉文克君を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（菊地栄助君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

立会人、2人で確認してください。

〔投票箱点検〕

○議長（菊地栄助君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔点呼、投票〕

○議長（菊地栄助君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

柳沼俊行君及び今泉文克君の立ち合いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（菊地栄助君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。

有効投票のうち、

仲 沼 義 春 君 8 票

柳 沼 俊 行 君 3 票

大河原正雄 君 1 票

根 本 重 郎 君 1 票

今 泉 文 克 君 1 票

以上のおりです。

この選挙の法定得票は4票です。

したがって、仲沼義春君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（菊地栄助君） ただいま、副議長に当選されました仲沼義春君が議場におられます。

会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

仲沼義春君当選承諾のあいさつをお願いします。

仲沼義春君。

〔8番 仲沼義春君 登壇〕

○8番（仲沼義春君）

一言あいさつを申し上げます。

ただいまの副議長の選挙に際しまして、ご指名をいただきまことにありがとうございます。

身にあまる光栄と存じております。

微力ではありますが、議長の補佐役として、又、町政進展のため粉骨砕身努力する覚悟でございます。

今後とも皆さまのご指導ご協力をお願いいたしまして承諾のあいさついたします。

よろしくをお願いいたします。

---

◎議席の一部変更について

○議長（菊地栄助君） 日程第13 議席の一部変更を行います。

副議長の交代に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部変更いたします。

仲沼義春君の議席を1番に、木原秀男君の議席を8番にそれぞれ変更いたします。

ここで、議席がえのため暫時休議いたします。

休議 午後 2時46分

開議 午後 2時47分

○議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます

---

◎常任委員会委員の改選について

○議長（菊地栄助君） 日程第14、常任委員会委員の改選についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員会委員の改選については、委員会条例第5条第1項の規定により、それぞれ議長において、指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。

したがって、議長において指名いたします。

総務文教常任委員会委員に今駒隆幸君、柳沼俊行君、今泉文克君、小貫良巳君、円谷寅三郎君、森尾吉郎君、菊地栄助君。以上の7名を。

次に、産業厚生常任委員会委員に渡辺定己君、根本重郎君、大河原正雄君、仲沼義春君、木原秀男君、藤島一郎君、円谷寛君、以上の7名をそれぞれ指名いたします。

したがって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に改選することに決しました。

- 
- ◎議長の常任委員会の辞退について
- 議長（菊地栄助君） お諮りいたします。  
議長の常任委員の辞退の件でございます。  
ただいま指名いたしました、常任委員のうち、議長については、その運営上辞退いたすことが、先例でございますので、この際私は、総務文教常任委員を辞退したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議長の総務文教常任委員の辞退の件は、決定いたしました。  
ここで、各常任委員会の正副委員長互選のため、暫時休議いたします。

休議 午後 2時49分

開議 午後 3時07分

- 
- ◎各常任委員会正、副委員長の互選について
- 議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。  
ここで、各常任委員会で互選されました、正副委員長を報告いたします。  
総務文教常任委員長に今泉文克君、同副委員長に今駒隆幸君  
産業厚生常任委員長に大河原正雄君、同副委員長に渡辺定己君が、決定いたしました。  
以上で報告を終わります。

- 
- ◎議会運営委員会委員の改選について
- 議長（菊地栄助君） 日程第15、議会運営委員会委員の改選についての件を議題といたします。  
お諮りいたします。  
議会運営委員会委員の改選については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名したいと思います。  
これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（菊地栄助君） ご異議なしと認めます。  
したがって、議長において指名いたします。  
議会運営委員会委員に今泉文克君、今駒隆幸君、円谷寅三郎君、大河原正雄君、渡辺定己君、根本重郎君、仲沼義春君を指名いたします。  
したがって、ただいま指名いたしました諸君を、議会運営委員会委員に改選することに決しました。  
ここで、議会運営委員会の正副委員長互選のため、暫時休議いたします。

休議 午後 3時09分

開議 午後 3時14分

---

◎議会運営委員会正、副委員長の互選について

○議長（菊地栄助君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会で互選されました正副委員長をご報告いたします。  
議会運営委員会委員長に根本重郎君、同副委員長に渡辺定己君が決定いたしました。

以上で報告を終わります。

---

◎閉議の宣告

○議長（菊地栄助君） 以上をもって、本臨時会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

---

◎町長あいさつ

○議長（菊地栄助君） ここで、閉会にあたり招集者からあいさつがあります。  
町長。

〔町長 木賊政雄君 登壇〕

○町長（木賊政雄君） 一言ごあいさつを申し上げます。本日提案いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただき全議案承認、議決を賜りまして誠にありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

なお、今臨時会において、先ほど副議長の選挙、各常任委員会、議会運営委員会の構成が行われ、就任されました仲沼義春副議長、各委員長、副委員長の皆さま方に心から祝意を表するものであります。

満開の桜から新緑の好季節を迎え、議員各位には限りないご活躍をお願い申し上げます。

鏡石町議会の益々の発展と議員各位のご健勝を申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（菊地栄助君） これにて、第3回鏡石町議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労様でした。

午後 3時16分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成17年4月21日

鏡石町議会議長 菊地栄助

署名議員5番 大河原正雄

署名議員6番 柳沼俊行

署名議員7番 今泉文克

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告第33号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第34号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第35号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第36号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第37号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第38号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
報告第39号	専決処分した事件の承認について	17. 4. 21	承認
議案第124号	平成17年度鏡石町一般会計補正予算(第1号)	17. 4. 21	可決
日程第12	副議長の選挙について	17. 4. 21	当選
日程第14	常任委員会委員の改選について	17. 4. 21	
日程第15	議会運営委員会委員の改選について	17. 4. 21	